

# 中日新報新聞社HP

## バナー広告募集

当社ホームページは、

- 契約企業約200社
- 日本と中国に取引がある、又はこれから取引をはじめたい企業
- 情報発信:日中間の経済、文化、観光、航空、教育、衛生、養老、環境整備、イベント情報の交換、コロナ収束後のインバウンド関連事業リニューアルオープンなど、多くの皆様にご覧いただいています！

<HP 実際の画像↓>

<b>バナー広告募集中！ 招募横幅广告</b>	<b>バナー広告主募集!!</b>	<b>バナー広告募集中！ 招募横幅广告</b>
有料バナー広告募集中！詳細は気軽 にお電話ください。	有料バナー広告募集中！日本と中国 にビジネス展開している企業、団 体、大学、研究機関など。	有料バナー広告募集中！詳細は気軽 にお電話ください。



- ・ 1 枠: ピクセル横20×縦10 内
- ・ 画像形式: JPEG、PDF
- ・ バナー広告画像は、申込者ご自身で作成の上、ご提供ください。

料金10,000円(税別)/月30標準  
長期掲載相談次第 /年標準  
※ 掲載期間は1ヶ月単位より、1コマの料金です。  
※ 年間掲載の場合は割引有り。

【お問合せ先】中日新報新聞社Web担当孫莉 Tel: 06-6569-6093 fax:06-6569-6095

- ・ 当社HP アクセス件数実績については、2018年11月は7,365/月、12月は9,574/月です。
- ・ なお、上記アクセス数については参考であり、アクセス件数を保証するものではありません。

# 中日新報HPバナー広告申込書

年 月 日

中日新報新聞社株式会社 殿

中日新報新聞社ホームページにバナー広告掲載について、同社のバナー広告掲載基準に定める規定を遵守することを承諾し、次のとおりに申し込みます。

該当する箇所にチェック☑をご記入ください。

- ・掲載料  毎月基準料金毎月払い 10,000 円（税抜）／月
- 半年掲載料金一括前払い 54,000 円（税抜）／月  
10%OFF
- 年間掲載料金一括前払い 108,000 円（税抜）／月  
15%OFF
- ・リンク  自社サイトへのリンクを設定する  リンクは設定しない
- ・領収書発行  必要  不要
- ・掲載希望の期間 \_\_\_\_年\_\_月\_\_日 から \_\_\_\_年\_\_月\_\_日まで （計 \_\_\_\_ヶ月）

## 申請者情報

会社名 団体名	フリガナ	
	®	
所在地	〒	
実務ご担当者 (請求書送付先)	氏名	
	部署/役職	
	TEL	FAX
	E-mail	
広告リンク先	URL	
バナー画像下部に 掲載する紹介文(48 字まで、中 国語可)		
ご要望・通信欄		

※ご記載の個人情報につきましては、当社の管理・連絡に限り利用させていただきます。

中日新報新聞社株式会社 編集部 Web 担当 孫莉

ご返送先 E-mail : [chunichi@basil.ocn.ne.jp](mailto:chunichi@basil.ocn.ne.jp)

FAX : 06 - 6569 - 6095

# 中日新報 サイトバナー広告掲載基準

令和2年 4月 15 日

日本国際新媒体集団大阪本社

## (趣旨)

第1条 本基準は、中日新報ホームページ（以下「当サイト」という）への**サイトバナー**広告掲載を行うにあたり、必要な事項を定めるものとする。

## (広告の範囲)

第2条 当サイトに掲載するバナー広告は、次の事項を兼ね備えなければならない。

- (1) 広告の内容が社会的に信用度の高い情報であり、かつ広告の表現は、それにふさわしい信頼性を持つものであること。
- (2) 当サイトの広報媒体としての公共性、品位、信頼を損なう恐れのないもので、当**サイト**に不利益が生じるおそれがないものであること。

第3条 バナー広告（リンク先のウェブページを含む）は、次のいずれにも該当しないものとする。

- (1) 当社が当該広告の内容を推奨していると誤解される恐れがあるもの
- (2) 法令・条例等に抵触するもの
- (3) 政治活動、宗教活動、個人、団体等の意見広告および宣伝に係るもの
- (4) 社会的問題についての主義主張
- (5) 人権を侵害するおそれがあるもの
- (6) 風俗営業の広告に該当する又は類似するもの
- (7) 青少年健全育成に悪影響を与えるもの
- (8) 個人意見広告
- (9) 消費者保護の観点からふさわしくないもの
- (10) 公序良俗に反するおそれがあるもの
- (11) 出資者および出資金の募集に類するもの
- (12) 広告主の代表者等の写真を含むもの
- (13) 暴力団、その他反社会的団体が関与すると認められるもの
- (14) その他当サイトへの掲載を不相当と認められるもの
- (15) リンク先のウェブサイトにおいて広告主の名称及び所在地を明示していないもの

## (広告の規格、掲載位置等)

第4条 バナー広告の枠数は9枠程度（予定）とし、規格は、次のとおりとする。

- (1) バナー広告画像のサイズは、当面、一律縦 60 ピクセル横 215 ピクセルを原則とする。
- (2) 形式は JPEG、GIF、PNG の静止画像とする。
- (3) 広告画像の下部に 48 字以内の紹介文を掲載するが可能。

第5条 バナー広告の掲載位置は、当社**サイトバナー**が指定する位置とする。

## (広告の掲載期間)

第6条 広告を掲載する期間は、1か月単位（各月 1 日から末日まで）とする。

広告掲載期間中、当社は、バナー広告を正常な状態に維持するよう、善良なる管理者の注意義務を負うが、システムの緊急保守・必要な更新、障害、停電、天災等により、事前通知することなく、一時的に広告掲載を中断せざるを得ない場合には、当社は広告掲載中断に関する責任を負わないものとする。

第三者からのクレームや異議、または損害賠償などの訴えを起こされた場合には、すべてを広告主の責任において解決することとし、当社は責任を負わないこととする。

## (広告主の責任及び費用)

第7条 広告の内容に関する責任は、広告主が負うものとする。

第8条 広告原稿の作成費用は、広告主が負担するものとする。

## (広告内容の修正、掲載の取消等)

第9条 広告の内容が本基準に違反している場合には、当社は、当該広告の内容修正・掲載取消を求めることができる。内容修正がなされない場合、又は広告主との連絡が取れない場合は、掲載を取り消すことができる。

本条による広告内容の修正及び取消の結果として、広告主に生じた損害について、当社は一切の責任を負わない。

第10条 既納の広告料は還付しない。ただし、広告主の責によらない事由により掲載することができなかった場合は、その一部又は全部を還付することができる。

## 附則

この基準は、2020年 4月 15 日から施行する。